

名護市わがまち特例一覧

令和8年4月1日現在

項番	対象資産・税目		対象資産	取得期間	適用期間	特例割合	地方税法	名護市税条例	対象となる具体的な資産の例
1	水質汚濁防止法の特定施設に係る污水又は廃液の処理施設		償却	令和４年４月１日から令和10年３月31日まで	期限なし	2分の1	附則第15条第２項第１号	税条例附則第10条の２第１項	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、濾過装置等※既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象外。
2	下水道法に規定する下水道除害施設		償却	令和４年４月１日から令和10年３月31日まで	期限なし	4分の3	附則第15条第２項第５号	税条例附則第10条の２第２項	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、濾過装置等※下水道法・下水道条例で設置義務のある除害施設
3	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する施設等。		償却	平成28年４月１日から令和10年３月31日まで	４年間	2分の1	附則第15条第20項	税条例附則第10条の２第３項	対象資産：防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設
4	津波防災地域づくりに関する法律の規定する指定避難施設の用に供する家屋のうち、避難の用に供する部分として総務省の定めるもの（指定避難施設避難用部分）		家屋	平成30年４月１日から令和９年３月31日まで	５年間	3分の2	附則第15条第21項第１号	税条例附則第10条の２第４項	（家屋）指定避難施設の用に供する家屋のうち、避難用の用に供する部分（避難場所、階段、経路など）※指定日の属する年の翌年の１月１日を賦課期日とする年度から５年度分
5	津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において、施設所有者との間に管理協定が締結された協定避難施設の協定避難用部分		家屋	平成30年４月１日から令和９年３月31日まで	５年間	2分の1	附則第15条第21項第２号	税条例附則第10条の２第５項	（家屋）管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難に供する部分避難上有効な屋上、階段等※協定締結の属する年の翌年の１月１日を賦課期日とする年度から５年度分
6	津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において、施設所有者となろうとする者との間に管理協定が締結された後、建設された協定避難施設の協定避難用部分		家屋	平成30年４月１日から令和９年３月31日まで	５年間	2分の1	附則第15条第21項第３号	税条例附則第10条の２第６項	（家屋）管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難に供する部分避難上有効な屋上、階段等※協定締結後新たに固定資産税が課税される年度から５年度分
7	津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産		償却	指定日以後の取得物	５年間	3分の2	附則第15条第22項第１号	税条例附則第10条の２第７項	（償却資産）誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常電源設備※協定締結後５年度分
8	津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定に係る同法に規定する協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産		償却	指定日以後の取得物	５年間	2分の1	附則第15条第22項第２号	税条例附則第10条の２第８項	（償却資産）誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常電源設備※協定締結後５年度分
9	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備。	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの。（1,000KW未満）	償却	令和６年４月１日から令和11年３月31日まで	３年間	2分の1	附則第15条第24第１号イ	税条例附則第10条の２第９項	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系保護装置。自家消費型設備に限る。
10		水力を電気に変換する再生可能エネルギー発電設備（5,000KW未満）	償却	令和６年４月１日から令和11年３月31日まで	３年間	2分の1	附則第15条第24項第１号ロ	税条例附則第10条の２第10項	【特定水力発電設備】FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
11		地熱を電気に変換する再生可能エネルギー発電設備地熱発電設備（1,000KW以上）	償却	令和６年４月１日から令和11年３月31日まで	３年間	2分の1	附則第15条第24項第１号ハ	税条例附則第10条の２第11項	【特定地熱発電設備】FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
12		バイオマスを電気に変換する再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの。（10,000KW以上20,000KW未満）	償却	令和６年４月１日から令和11年３月31日まで	３年間	2分の1	附則第15条第24項第１号ニ	税条例附則第10条の２第12項	【特定バイオマス発電設備】FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。

名護市わがまち特例一覧

令和8年4月1日現在

項番	対象資産・税目		対象 資産	取得期間	適用期間	特例割合	地方税法	名護市税条例	対象となる具体的な資産の例
13	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備。	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	償却	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	3年間	5分の3	附則第15条第24項第2号	税条例附則第10条の2第13項	【特定風力発電設備】海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載された設備に限る。
14		風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	償却	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	3年間	3分の2	附則第15条第24項第3号イ	税条例附則第10条の2第14項	【特定風力発電設備】 ① 港湾法に基づく港湾区域内水域等において設置した設備 ② 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する設備 ③ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画において整備する設備
15		地熱を電気に変換する再生可能エネルギー発電設備地熱発電設備（1,000KW未満）	償却	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	3年間	3分の2	附則第15条第24項第3号ロ	税条例附則第10条の2第15項	【特定地熱発電設備】FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
16		水力を電気に変換する再生可能エネルギー発電設備水力発電設備（5,000KW以上）	償却	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	3年間	4分の3	附則第15条第24項第4号	税条例附則第10条の2第16項	【特定水力発電設備】FIT(固定価格買取制度)の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
17	都市緑地法の規定による市民緑地の用に供する土地		土地	都市緑地法等一部改正施行日から令和9年3月31日まで	3年間	3分の2	附則第15条第31項	税条例附則第10条の2第17項	都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が同法に規定する認定計画に基づき設置する市民緑地の用に供する土地
18	一体型滞在快適性等向上事業により整備した施設		土地 家屋 償却	令和6年4月1日から令和10年3月31日まで	5年間	3分の2	附則第15条第36項	税条例附則第10条の2第18項	（土地）広場、歩行者用通路、緑地 （家屋）コミュニティスペース、案内施設※改修のみ対象、新築は不可 （償却資産）上記土地の上に設置される設備
19	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向けに新築された賃貸住宅		家屋	平成27年4月1日から令和9年3月31日まで	5年間	3分の2	附則第15条の8第2項	税条例附則第10条の2第19項	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅である賃貸住宅 ※1棟当たりの戸数が10戸以上 ※床面積要件210㎡を上限
20	新築された日から20年以上を経過したマンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する家屋		家屋	令和5年4月1日から令和9年3月31日まで	1年間	3分の1	附則第15条の9の3第1項	税条例附則第10条の2第20項	下記要件を満たし、大規模の修繕等（長寿命化工事）を実施した家屋 ・新築された日から、20年以上経過している ・総戸数が10戸以上 ・過去に長寿命化工事を行っていること ・令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、長寿命化工事を完了 他
21	家庭的保育事業		家屋 償却	平成30年度以降の課税から適用	期限なし	2分の1	第349条の3第27項	税条例第61条の2第1項	家庭的保育事業の用に供する保育施設または設備
22	居宅訪問型保育事業		家屋 償却	平成30年度以降の課税から適用	期限なし	2分の1	第349条の3第28項	税条例第61条の2第2項	居宅訪問型保育事業の用に供する施設または設備
23	事業所内保育事業（利用定員5人以内）		家屋 償却	平成30年度以降の課税から適用	期限なし	2分の1	第349条の3第29項	税条例第61条の2第3項	事業所内保育事業（利用定員5人以内）に供する保育施設または設備